

条例・規則等

名 称	頁
柏市消費生活センター条例	66
柏市消費生活センター条例施行規則	68
柏市消費者行政推進協議会要領	69
柏市消費生活コーディネーター設置要領	71
柏市消費生活サポーター基準	72
柏市消費者教育推進連絡会要領	74

柏市消費生活センター条例

平成 28 年 3 月 23 日
条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定により消費生活センターの組織及び運営並びに消費生活相談等の実施により得られた情報の安全管理に関し必要な事項を定めるとともに、消費者教育の実施により得られた情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 消費生活相談 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により実施する事業者（法第 2 条第 2 項に規定する事業者をいう。）に対する消費者（同条第 1 項に規定する消費者をいう。）からの苦情に係る相談及びあつせんをいう。

(2) 消費者教育 消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する消費者教育をいう。

(3) 消費生活相談等 法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務をいう。

(名称及び住所等の公示)

第 3 条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該公示した事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 消費生活相談を行う日及び時間

(消費生活センター所長及び職員)

第 4 条 市長は、消費生活センターに消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(消費生活相談員)

第 5 条 市長は、消費生活センターに消費生活相談を実施するために法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費者教育相談員)

第 6 条 市長は、消費生活センターに消費者教育を推進するために消費者教育に関して豊かな識見及び経験を有する専任の消費者教育相談員を置くことができる。

(消費生活相談員及び消費者教育相談員の人材及び処遇の確保)

第 7 条 市長は、消費生活相談員及び消費者教育相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員及び消費者教育相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等又は消費者教育に従事する職員に対する研修)

第 8 条 市長は、消費生活センターにおいて消費生活相談等又は消費者教育に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等及び消費者教育の実施により得られた情報の安全管理）

第 9 条 市長は、消費生活相談等及び消費者教育の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

（委任）

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

柏市消費生活センター条例施行規則

平成 28 年 3 月 23 日
規則第 22 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、柏市消費生活センター条例（平成 28 年柏市条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 消費生活相談員の職務は、条例第 2 条第 1 号に規定する消費生活相談のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消費生活に関する調査及び研究
- (2) 消費生活に関する教育及び啓発
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 消費者教育相談員の職務は、条例第 2 条第 2 号に規定する消費者教育（以下この項において「消費者教育」という。）のほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域社会における消費者教育を担う人材の育成
- (2) 消費者教育に関する事業の実施に係る連絡調整
- (3) 消費者教育に関する調査及び研究
- (4) その他市長が必要と認める事項

(職)

第 3 条 消費生活相談員及び消費者教育相談員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とする。

(平 30 規則 49・令 2 規則 44・一部改正)

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(令 2 規則 44・旧第 8 条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(柏市消費者教育相談員規則の廃止)

2 柏市消費者教育相談員規則（平成 7 年柏市規則第 36 号）は、廃止する。

(柏市消費生活相談員規則の廃止)

3 柏市消費生活相談員規則（平成 8 年柏市規則第 41 号）は、廃止する。

附 則（平成 30 年規則第 49 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 44 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

柏市消費者行政推進協議会要領

制定 昭和 5 1 年 5 月 1 日

施行 昭和 5 1 年 5 月 1 日

(設置)

第 1 条 本市における市民の消費生活の安定及び向上を図るため、柏市消費者行政推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 消費者啓発及び消費者教育に関すること。
- (2) 消費者団体に関すること。
- (3) 消費者教育の推進に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 1 号）第 2 0 条第 2 項各号に掲げる事務に関すること。
- (4) その他消費者行政に関すること。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は 1 5 人以内とし、次の各号に掲げる者の中から、市長が就任依頼する。

- (1) 消費者
- (2) 消費者団体に属する者
- (3) 事業者
- (4) 事業者団体に属する者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営等)

第 4 条 協議会に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は協議会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 前項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると消費生活担当課の長が判断した場合は、委員に必要な事項について意見書の提出を求めることができる。

5 消費生活担当課の長は、前項の規定により提出された意見を、速やかに委員に報告しなければならない。

6 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に、協議会への出席を求めることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、消費生活担当課において処理する。

(補則)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和 5 1 年 6 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、昭和 5 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 1 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 5 年 9 月 6 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、平成 2 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則
この要領は、令和 2 年 8 月 2 1 日から施行する。

柏市消費生活コーディネーター設置要領

制定 令和 元年 10 月 4 日
施行 令和 元年 10 月 4 日

(目的)

第1条 地域における消費生活の安全及び向上を図り，本市の消費者行政の円滑な推進に資するため，柏市消費生活コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(活動)

第2条 コーディネーターは，前条の目的を達成するため，次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者への啓発に関すること。
- (2) 消費生活相談の受理及び連絡に関すること。
- (3) 消費生活についての意見並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費生活についての調査に関すること。

(定数)

第3条 コーディネーターの定数は，50人以内とする。

(任期)

第4条 コーディネーターの任期は，2年とする。ただし，市長が必要と認めるときは，この限りでない。また，コーディネーターが欠けたときの後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(委嘱の対象者)

第5条 市長は，次の各号に掲げる要件を全て満たす者からコーディネーターを委嘱することができる。

- (1) 市内在住であること。
- (2) 満20歳以上であること。
- (3) 消費生活問題に関心があり，コーディネーターとしての地域活動が可能であること。
- (4) 第2条に規定する活動を行うにあたり著しい支障がないこと

(委嘱の方法)

第6条 市長が委嘱をする者は，柏市ふるさと協議会の会長の職にある者から推薦を受けた者とする。なお，推薦を受けた人数が定数に満たないときは，市長は公募によって選考した者を委嘱することができる。

(庶務)

第7条 コーディネーターに係る庶務は，消費生活センターにおいて処理する。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，令和元年10月4日から施行する。

柏市消費生活サポーター基準

制定 平成28年 3月15日

施行 平成28年 4月 1日

1 目的

この基準は、地域における消費生活の安全及び向上を図り、本市の消費者行政の円滑な推進に資するため、柏市消費生活サポーター（以下「サポーター」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 市の役割

市の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) サポーターとなる人材を地域における啓発活動の担い手として支援するため、消費生活に関する研修会等を開催するとともに、定期的に情報を提供する。
- (2) サポーターが消費生活啓発活動を行う、ふるさと協議会、町会及び消費者団体などが実施する地域活動等における啓発活動を支援する。

3 活動内容

サポーターの活動は、次のいずれかに該当する活動をいう。

- (1) 消費者への啓発に関すること。
- (2) 消費生活コーディネーターとの連携に関すること。
- (3) 消費生活についての意見並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める活動

4 登録資格

市は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者の中からサポーターを登録することができる。

- (1) 柏市在住であること。
- (2) 満20歳以上であること。
- (3) 生活必需品の販売に関係していないこと。
- (4) 消費生活問題に関心があり、サポーターとして活動が可能であること。
- (5) 柏市消費生活コーディネーターの任期を修了しているもの、又は、千葉県消費生活サポーター講習を修了しているもの。若しくは、これらと同等の知識を有すると認められるもの。

5 登録方法

サポーターへの登録を希望する者（以下「希望者」という。）は、柏市消費生活サポーター登録申込書（様式第1号、以下「登録申込書」という。）により、市に提出するものとし、市は、希望者をサポーターとして登録するものとする。

6 登録期間

サポーターの登録期間は、市が登録申込書を受理した日から当該年度末日までとする。

7 登録の抹消

市は、次の各号に該当すると認めたときは、登録を抹消することができるものとする。

- (1) サポーターから柏市消費生活サポーター辞退届（様式第2号）の提出があったとき
- (2) サポーターが本制度の目的に著しく違背する行為をしたと認められると

き

8 庶務

サポーターに係る庶務は，消費生活センターが行う。

9 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は，市が別に定める。

附 則

この基準は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

柏市消費者教育推進連絡会要領

制定 平成 3 年 5 月 2 7 日

施行 平成 3 年 5 月 2 7 日

1 設置

学校における消費者教育を推進するため、柏市消費者教育推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

2 所掌事務

連絡会は、消費者教育推進の基本的な方策について協議するものとする。

3 構成

連絡会の委員は、別表のとおりとする。

4 座長

(1) 連絡会に座長をおく。

(2) 座長は、委員の互選により定める。

(3) 座長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

5 会議

連絡会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

6 庶務

連絡会の庶務は、消費生活担当課において処理する。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 3 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 4 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。